

## 社会福祉法人 明倫会 役員等報酬規程

### ( 目的 )

第1条 この規程は、社会福祉法人 明倫会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給することができる。

(1) 法人が運営する施設の職員を兼務する者を常勤役員等とし、職員給与の他に、役員としての業務に応じた報酬を支給することができる。

(2) 法人が運営する施設の職員を兼務しない者を非常勤役員等とし、業務に応じた報酬を支給することができる。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、別表第1に定める額とする。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、別表第2に定める額とする。

2 非常勤役員等が理事会・評議員会へ出席したとき及び法人業務に携わったときの交通費については、公共交通機関及びタクシー等を利用した場合には実費相当額を、自家用車等を利用した場合には片道2kmを超えて一律2,000円を支払うことができる。

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給は、毎月21日に施設職員としての給与に合算して行う。ただし、その日が土・日曜日又は祝日に当たるときは、原則としてその前日とする

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、現金にて支給する。

3 報酬等は、源泉所得税を控除した額を支給する。

### (その他)

第6条 月の途中における就任、退任、または解任の場合の日割り計算は行わず、月額を満額支給する。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

### (附則)

この規程は、令和元年6月24日から施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

	日額
評議員会、理事会等会議への出席	10,000円

別表2（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円